

大分地方最低賃金審議会

議事次第

- 1 開催日時 令和7年10月22日（水）午後1時30分から
- 2 開催場所 大分労働局 大分第二ソフィアプラザビル4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 議 題
 - （1）令和7年度特定最低賃金審議状況について
 - （2）特定最低賃金専門部会報告について
 - （3）大分県非鉄金属製造業最低賃金の審議について
 - （4）大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
船舶機関製造業最低賃金の審議について
 - （5）特定最低賃金の改正決定について（答申）
 - （6）その他

大分地方最低賃金審議会資料

(令和 7 年 10 月 22 日)

資料

№ 1・・・ 令和 7 年度特定最低賃金審議結果（大分）

№ 2・・・ 特定最低賃金専門部会報告（写）

№ 3・・・ 特定最低賃金の改正決定について（答申）（写）



令和7年10月14日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 松隈 久昭

大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
荒井 公 美
井田 雅 貴
松隈 久 昭

労働者代表委員
首藤 征 典
田中 勝 裕
原口 享 子

使用者代表委員
岩田 成 寿
日野 雅 章
松尾 和 彦

別紙

大分県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で鉄鋼業（製鉄業（高炉による製鉄業を除く。）、製鋼・製鋼圧延業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,176 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日

令和7年10月22日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県非鉄金属製造業最低賃金専門部会
部会長 清水 立茂

大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
清水 立 茂
二 村 織 江
松 隈 久 昭

労働者代表委員
末 廣 敬
二 宮 研 介
三 重 和 也

使用者代表委員
大 塚 浩
木 下 正 文
坂 本 茂 樹

別紙

大分県非鉄金属製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,116 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日



令和7年10月20日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 下田 憲雄

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
加 藤 典 生
下 田 憲 雄
田 中 朋 子

労働者代表委員
藤 本 雅 史
松 下 正 芳
山 田 功 一

使用者代表委員
今 留 浩 一
藤 野 久 信
三 原 京 輔

別紙

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,066円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日



令和7年10月20日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・
修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会
部会長 井田 雅貴

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
井田 雅 貴
二 村 織 江
松 隈 久 昭

労働者代表委員
浅 見 陽 央
多々良哲也
三 石 信 義

使用者代表委員
坂 本 進
高 橋 基 典
山 本 勇 一

別紙

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業、舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,055 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日



令和7年10月17日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会
部会長 田中 朋子

大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
井 田 雅 貴
加 藤 典 生
田 中 朋 子

労働者代表委員
芦 刈 崇 泰
伊 東 裕 基
河 野 智 宏

使用者代表委員
岩 尾 豊 樹
岡 本 浩 志
渡 辺 登

別紙

大分県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,061 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日



令和7年10月14日

大分労働局長

秋山 雅紀 殿

大分地方最低賃金審議会

会 長 井田 雅貴

大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年8月26日付け大分労発基 0826 第1号をもって諮問のあった大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

大分県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で鉄鋼業（製鉄業（高炉による製鉄業を除く。）、製鋼・製鋼圧延業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,176 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日



令和7年10月20日

大分労働局長

秋山 雅紀 殿

大分地方最低賃金審議会

会 長 井田 雅貴

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年8月26日付け大分労発基 0826 第1号をもって諮問のあった大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別紙

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,066円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日



令和7年10月17日

大分労働局長
秋山 雅紀 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 井田 雅貴

大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年8月26日付け大分労発基 0826 第1号をもって諮問のあった大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

大分県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,061 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 25 日